

遠軽町まちづくり自治基本条例の 運用状況調査結果

令和 3 年 7 月 遠軽町総務部企画課

はじめに

1 本調査の目的

本条例第 4 3 条に規定する遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会による検討資料として、直近の改正以降の条例の運用状況を把握する。

2 対象期間

平成 2 9 年度から令和 2 年度まで（直近の改正条例の施行日 平成 3 0 年 3 月 1 9 日）

3 調査対象事項

- 単に理念や心がまえなど内面のあり方を示す条項（精神的な規定）については、本調査の対象から除く。
- 該当する具体的事象が広範なため把握が困難な条項（一般原則的な規定）については、具体的事例を限定して把握するか調査対象外とする。

上記を踏まえ、対象とする条項及び運用状況の把握方法については以下のとおりとする。

対象条項	運用状況の把握方法
第 1 2 条第 3 項（議会に関する基本的事項）	議会基本条例の制定、改廃等の状況
第 1 6 条第 3 項（町長の責務）	職員の指揮監督、人材育成の取組
第 2 0 条（執行機関の組織）	組織の見直し
第 2 1 条（情報公開の及び共有）	町政に関する情報提供の状況
第 2 2 条（情報の収集及び管理）	情報公開制度の運用状況
第 2 3 条（説明責任）	出前講座の実施、説明会等の実施状況
第 2 4 条（個人情報保護）	個人情報取扱事務登録状況

第25条（総合計画の策定）	総合計画の策定状況、策定過程における意見反映の手法
第28条（行政評価）	行政評価の実施状況
第30条（財政状況等の公表）	財政状況の公表状況
第31条（意見、要望、苦情等への応答義務）	ホームページからの問い合わせ等の対応状況、目安箱、要望書に対する対応状況、記録の有無
第32条（参画及び協働）	意見募集、町民アンケート等の実施状況
第33条（政策決定過程への参画）	政策決定過程に町民が関与した取組の状況
第34条（委員の公募）	審議会等の委員の公募状況
第37条（コミュニティの充実）	コミュニティ活動の充実に資する取組の状況
第38条（町民投票の状況）	町民投票の実施状況
第39条（町外の人との連携）	ふるさと会との交流状況
第40条（他の自治体との連携）	自治体間交流連携の状況（新規事例のみ）
第41条（国際交流）	国際交流事業の実施状況

4 調査方法

3に挙げた各条項に関連する取組等について、各部局に照会し、総務部企画課において取りまとめを行った。

運用状況

第12条関係（議会に関する基本的事項）

条文	
第12条（略）	
2（略）	
3	議会は、前2項に規定するもののほか、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項について、別に定めるものとする。
運用状況	
□遠軽町議会基本条例の制定及び見直し	
制定	平成25年6月24日
改正	平成26年3月24日 遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正に伴う 関連条項の整理
	平成27年3月18日 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部 改正に伴う関連条項の整理
	平成28年6月14日 議決事件に町の石及び町の蝶を追加
	平成28年9月16日 議会報告会の開催頻度を「年1回以上」から「必 要に応じて」に改正、町の審議会等への就任制限 の撤廃、議決事件の追加等
	平成29年度以降 改廃等なし

第16条関係（町長の責務）

条文																																														
第16条（略）																																														
2（略）																																														
3 町長は、町の職員（以下「職員」という。）を適正に指揮監督するとともに、町政の課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。																																														
運用状況 H29～R2																																														
<input type="checkbox"/> 人材育成基本方針の策定及び見直し <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針の策定（H18.4）、改定（H25.3） 																																														
<input type="checkbox"/> 職員研修の実施状況（単位：人） <table border="1" data-bbox="284 846 1353 1137"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町</td> <td>新採用等職員研修</td> <td>46</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>職員研修</td> <td>36</td> <td>154</td> <td>94</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td colspan="2">町村会</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>25</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道研修センター</td> <td>13</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td>26</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>148</td> <td>249</td> <td>174</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>						区分		H29	H30	R1	R2	町	新採用等職員研修	46	30	26	35	職員研修	36	154	94	197	町村会		27	27	25	12	道研修センター		13	22	23	10	その他		26	16	6	6	計		148	249	174	260
区分		H29	H30	R1	R2																																									
町	新採用等職員研修	46	30	26	35																																									
	職員研修	36	154	94	197																																									
町村会		27	27	25	12																																									
道研修センター		13	22	23	10																																									
その他		26	16	6	6																																									
計		148	249	174	260																																									

第20条関係（執行機関の組織）

条文															
第20条 町は、効率的かつ機動的な活動ができるように、常に組織の見直しに努めなければならない。															
運用状況 H29～R2															
<input type="checkbox"/> 組織機構の見直しの状況 <ul style="list-style-type: none"> ・H29.4 総務部に「地域拠点施設準備室」を設置 ・H30.4 民生部住民生活課「環境衛生担当」と「住民生活推進担当」を統合し、「環境生活担当」を設置 ・R2.4 総務部「地域拠点施設準備室」を廃止 ※R3.4 「税務課」を民生部から総務部に移管 															
<input type="checkbox"/> 職員数（年度当初） <table border="1" data-bbox="284 1865 1353 1975"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>259</td> <td>259</td> <td>252</td> <td>246</td> </tr> </tbody> </table>						年度	H29	H30	R1	R2	職員数	259	259	252	246
年度	H29	H30	R1	R2											
職員数	259	259	252	246											

第 2 1 条関係（情報の公開及び共有）

条文				
第 2 1 条 町は、町民の知る権利を保障し、公正で開かれた町政運営を進めるため、町政に関する情報を公開し、提供することにより、町民との情報の共有に努めなければならない。				
運用状況 H29～R2				
□町からの情報発信				
<ul style="list-style-type: none"> ・広報えんがる 月 1 回発行 ・広報えんがる・かわら版を発行（随時、新聞折込） 				
年度	H29	H30	R1	R2
発行回数	4	4	1	12
<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページを運営 令和 2 年 3 月全面リニューアル（コンテンツ・マネジメント・システム導入） ・町長定例記者会見の開催（定例議会開催月、年 4 回） ・公式 YouTube チャンネルの管理運営 				
年度	H29	H30	R1	R2
投稿回数	4	4	11	27
<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルネットワーキングサービスによる情報発信（げんき 21、遠軽町埋蔵文化財センター、丸瀬布昆虫生態館、地域おこし協力隊） 				

第22条関係（情報の収集及び管理）

条文
第22条 町は、町政に関する情報を的確に収集し、速やかにこれを提供できるように統一された基準により、管理しなければならない。
運用状況 H29～R2
□情報公開制度に基づく公開請求の状況（町議会関係を除く。） H29 請求2件、公開2件 H30 請求1件、公開1件 R1 請求2件、公開2件 R2 請求4件、公開4件

第 2 3 条関係（説明責任）

条文						
第 2 3 条 町は、町政に関する活動状況又は意思決定の過程について、町民にわかりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開等の請求を受けたときは、誠実に応答しなければならない。						
運用状況 H29～R2						
□出前講座の実施状況（単位：件）						
区分	H29	H30	R1	R2	合計	
道の駅・町民センター	2	0	1	0	3	
ごみ対策	1	1	0	2	4	
防災対策	2	2	3	1	8	
介護・医療・保健	3	0	0	1	4	
その他	1	3	1	2	7	
計	9	6	5	6	26	
□情報公開制度に基づく公開請求の状況 第 22 条関係に記載						
□公共施設建設事業に係る説明会・見学会等の開催						
<ul style="list-style-type: none"> • H29 年度 都市再生整備計画商店街振興会説明会 都市再生整備計画岩見通南 2 丁目商店街振興会説明会 • H30 年度 都市再生整備計画商店街振興会説明会 都市再生整備計画岩見通南 3 丁目商店街振興会説明会 • R 1 年度 都市再生整備計画岩見通南 1 丁目商店街振興会説明会 • R 2 年度 都市再生整備計画商店街振興会説明会 都市再生整備計画岩見通南 2 丁目商店街振興会説明会 						

第 2 4 条関係（個人情報保護）

条文
第 2 4 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。
運用状況 H29～R2
<input type="checkbox"/> 個人情報保護制度の運用状況 <ul style="list-style-type: none">• H27 年 10 月から施行。個人情報の収集の制限、利用・提供の制限及び適正管理を図る。• R2 年度末における個人情報取扱事務の登録件数 279 件（町議会関係を除く。）

第 2 5 条関係（総合計画の策定）

条文
第 2 5 条 町長は、将来のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。 2 町長は、総合計画の策定にあたっては、町民の意見が反映されるよう努めなければならない。
運用状況 H29～R2
<input type="checkbox"/> 総合計画の策定状況 <ul style="list-style-type: none">• H26 策定、基本構想 H27～H36（10 年間）、前期基本計画 H27～H31（5 年間）、後期基本計画 R2～R6 <input type="checkbox"/> 総合計画策定過程における町民意見の反映の状況 <ul style="list-style-type: none">• 町民アンケート（18 歳以上、3 千人及び遠軽高校 3 年生）を実施• 総合計画策定ワーキングチーム（33 人）による素案策定• 計画案に対する意見募集手続き• 総合計画審議会及び地域審議会による審議

第 28 条関係（行政評価）

条文
第 28 条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、政策等の成果及び達成度を客観的に評価し、その結果を公表するとともに、翌年度の施策、事務事業、予算編成等に反映させなければならない。
運用状況 H29～R2
<input type="checkbox"/> 行政評価の実施状況 <ul style="list-style-type: none">・ H29、H30 に 12 事業を抽出して実施。町民アンケートを踏まえて担当課が評価票を作成、遠軽町行政改革推進委員会の審議を経て遠軽町行政改革本部にて評価結果を決定する。結果は町広報紙及びホームページで公開している。R1 から評価方法の見直しを検討中。

第 30 条関係（財政状況等の公表）

条文
第 30 条 町長は、財政状況及び財産の保有状況を町民にわかりやすく公表しなければならない。
運用状況 H29～R2
<input type="checkbox"/> 財政状況及び財産の保有状況の公表の状況 <ul style="list-style-type: none">・ 財政小冊子「まちの収入と使い方」発行（年 1 回、全戸配布）・ 町広報紙・ホームページによる財政状況に関する情報発信（随時）

第31条関係（意見、要望、苦情等への応答状況）

条文					
第31条 町は、町民からの意見、要望、苦情等（以下「意見等」という。）があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。					
2 町は、前項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応の記録に努めなければならない。					
3 町は、町民からの意見等を尊重し、これを町政運営に反映するよう努めなければならない。					
運用状況 H29～R2					
□問い合わせ等に関する対応及び記録状況（単位：受付件数/回答件数）					
区分	H29	H30	R1	R2	合計
HPからの問い合わせ	—	81/39	88/45	219/99	388/183
町民相談	7/7	0/0	0/0	0/0	7/7
目安箱	3/2	4/1	5/2	5/1	17/6
郵便	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
計	10/9	85/40	93/47	224/100	412/196
<p>※ホームページリニューアル(R2.3.24)後、問合せメールが大幅に増加している。</p> <p>※問い合わせの大半が営業目的によるもの</p> <p>※平成29年HPからの問い合わせは書類（保存期限3年）廃棄のため不明</p> <p>□目安箱に投函された意見等の町広報紙への掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.5月号 1件 近所の公園に不審な車が複数、繰り返し来る件について ・R1.5月号 1件 町内の複数の温泉を利用できる年間パスポートについて ・R2.9月号 （特集）遠軽小学校での目安箱制度を活用した授業 					

第32条関係（参画及び協働）

条文		
<p>第32条 町は、町民の意見等がまちづくりに反映されるよう町民の町政への参画機会の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 町は、協働のまちづくりを推進するにあたっては、対等・協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解のもとに信頼関係を築くよう努めなければならない。</p>		
運用状況 H29～R2		
□町民からの意見募集手続きの実施状況		
事例	年月、募集方法	結果
遠軽町水道事業経営戦略(案)に対する意見募集	H31.3 町広報・HP	意見なし
第2次遠軽町総合計画後期基本計画(案)に対する意見募集	R2.1～R2.2、町広報紙・HP	意見なし
使用料等見直しに対する意見募集	R1.8～R1.9、町広報紙・HP	意見なし
第2期“縁(えん)があるまち”遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)に対する意見募集	R2.3、町広報紙・HP	意見1人、8件
遠軽町強靱化計画(案)に対する意見募集	R2.12～R3.1、町広報紙・HP	意見1人、1件
第4次遠軽町行政改革大綱(案)に対する意見募集	R3.3、町広報紙、HP	意見なし
遠軽IC道の駅駅長候補者募集	H29.6、町広報誌、HP	応募22名(町民6名9件)
遠軽IC道の駅名称募集	H30.5、町広報誌、HP	応募611件(町民249件)
遠軽町耐震改修促進計画(案)に対する意見募集	H31.2、町広報誌、HP	意見なし
遠軽町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の定時見直し(素案)に対する意見募集	H31.3、HP	意見なし
□町民アンケートの実施状況		
事例	時期	方法
遠軽町行政評価アンケート	H29、H30	12事業を抽出し、無作為抽出による18歳以上の町民3千人に調査票を配布・回収
遠軽町子どもの生活実態調査	H30.10	町内の小5、中2及びその保護者621人に実施
遠軽町子ども・子育て支援に関するニーズ調査	H30.11	町内の就学前及び就学児童のいる1,259世帯に実施

第33条関係（政策決定過程への参画）

条文		
第33条 町は、政策の立案、実施、評価等の決定過程に町民が参画できるよう配慮しなければならない。		
運用状況 H29～R2		
□町民が審議会等により政策決定過程に関わった事例		
事例	人数	開催時期、開催回数
遠軽町芸術文化交流プラザ建設検討協議会	16人	H29、4回 H30、4回 R1、4回 R2、2回
遠軽町行政改革推進委員会	12人	H29、1回 H30、1回 R1、1回
遠軽町エネルギービジョン推進委員会	10人	H30、1回 R1、1回
遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	12人	H29、1回 H30、1回 R1、1回
遠軽町保健医療福祉審議会	20人	H29、3回 H30、1回 R1、1回
遠軽IC道の駅検討協議会	11人	H29、4回 H30、2回 R1、1回
遠軽町都市計画審議会	10人	H29、1回 H30、2回 R1、1回

第34条関係（委員の公募）

条文																					
第34条 町は、審議会、審査会、委員会その他の附属機関及びこれに類するものの委員に公募による委員を加えるよう努めなければならない。																					
運用状況 H29～R2																					
<input type="checkbox"/> 審議会等の委員の公募の状況																					
<table border="1"><thead><tr><th>事例</th><th>人数</th><th>募集時期、募集人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>遠軽町まちづくり会議（4地域ごとに設置）</td><td>1人</td><td>R1、12人</td></tr><tr><td>遠軽町学校給食運営委員会</td><td>2人</td><td>H29、2人 R1、2人</td></tr><tr><td>遠軽町保健医療福祉審議会</td><td>3人</td><td>H30、3人</td></tr><tr><td>遠軽町奨学審査委員会</td><td>1人</td><td>R1、1人</td></tr><tr><td>遠軽町子ども・子育て会議</td><td>5人</td><td>H30、5人 R2、5人</td></tr><tr><td>遠軽町都市計画審議会</td><td>1人</td><td>H29、3人</td></tr></tbody></table>	事例	人数	募集時期、募集人数	遠軽町まちづくり会議（4地域ごとに設置）	1人	R1、12人	遠軽町学校給食運営委員会	2人	H29、2人 R1、2人	遠軽町保健医療福祉審議会	3人	H30、3人	遠軽町奨学審査委員会	1人	R1、1人	遠軽町子ども・子育て会議	5人	H30、5人 R2、5人	遠軽町都市計画審議会	1人	H29、3人
事例	人数	募集時期、募集人数																			
遠軽町まちづくり会議（4地域ごとに設置）	1人	R1、12人																			
遠軽町学校給食運営委員会	2人	H29、2人 R1、2人																			
遠軽町保健医療福祉審議会	3人	H30、3人																			
遠軽町奨学審査委員会	1人	R1、1人																			
遠軽町子ども・子育て会議	5人	H30、5人 R2、5人																			
遠軽町都市計画審議会	1人	H29、3人																			

第37条関係（コミュニティの充実）

条文	
第37条 町は、多様化する社会活動を踏まえ、地域に根ざしたコミュニティ活動の役割を尊重し、守り、育てるよう努めなければならない。	
運用状況 H29～R2	
□取組状況	
事例	運用状況
遠軽町まちづくり会議（4地域ごとに設置）	H29、8回 H30、4回 R1、5回 R2、6回
町政懇談会	H29、5回 H30、4回 R1、2回 R2、4回
単位自治会及び自治会連合会の活動支援	H29年度 連合会 2,853千円（4団体） 単位自治会 10,735千円（98団体） H30年度 連合会 2,847千円（4団体） 単位自治会 11,065千円（96団体） R1年度 連合会 2,856千円（4団体） 単位自治会 10,872千円（93団体） R2年度 連合会 2,901千円（4団体） 単位自治会 11,096千円（93団体）
秋祭り手作り出店事業支援	暴力団やこれら関係者を排除し、安心安全なお祭りの実施を支援している。

第38条関係（町民投票）

条文	
第38条 町民又は議会は、町政運営上の重要事項（以下「重要事項」という。）について、町長に対して町民投票を請求することができる。	
2 町長は、重要事項について、自ら町民投票を発議することができる。	
3 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める	
運用状況 H29～R2	
□町民投票の発議状況	
該当なし	

第39条関係（町外の人々との連携）

条文																													
第39条 町民は、町外の人々と社会、経済、文化、学術、芸能、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて交流を深め、その知恵又は意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。																													
運用状況 H29～R2																													
<p>□ふるさと会との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京えんがる会～会員の高齢化に伴い、平成21年度から休止していたが、平成26年度に再開。毎年6月に東京都内で総会を開催している。町長はじめ、企画課、商工観光課の職員等が参加しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止。 その他～札幌生田原会（休会中）、丸瀬布ふるさと会（札幌、解散）及び丸瀬布やまびこ会（旭川、解散） <p>開催状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ふるさと会</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京えんがる会</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>札幌生田原会</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>まるせっぴふる里会</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>丸瀬布やまびこ会</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					ふるさと会	H29	H30	R1	R2	東京えんがる会	○	○	—	—	札幌生田原会	○	○	—	—	まるせっぴふる里会	○	○	○	—	丸瀬布やまびこ会	○	○	—	—
ふるさと会	H29	H30	R1	R2																									
東京えんがる会	○	○	—	—																									
札幌生田原会	○	○	—	—																									
まるせっぴふる里会	○	○	○	—																									
丸瀬布やまびこ会	○	○	—	—																									

第40条関係（他の自治体との連携）

条文
第40条 町は、共通する課題を解決するため、国、北海道その他の自治体と相互に連携を図りながら、広域的なまちづくりに努めるものとする。
運用状況 H29～R2
<input type="checkbox"/> 他自治体等との主な連携状況 <ul style="list-style-type: none"> ・遠軽地区総合開発期成会（佐呂間町、遠軽町及び湧別町）により、国、道等に対し要請活動を実施しているほか、連携協定に基づき、北海道の広域連携モデル事業に採択を受け、医師確保及び特産品開発に向けた取組を推進。 ・遠軽地区教育委員会協議会の設置 佐呂間・湧別・遠軽の3町で組織し、教育振興事業を実施

第41条関係（国際交流）

条文								
第41条 町は、地方自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の分野における協力、支援等を通じて国際交流に努めるものとする。								
運用状況 H29～R2								
<input type="checkbox"/> 国際交流 <table border="1" data-bbox="279 1541 1252 1937"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>運用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィンランドとの交流</td> <td>H29.7.13～22 ヒンメリフレンドシップ2017in えんがる 約800人</td> </tr> <tr> <td>ブラジル・バストス市との交流</td> <td>H30.7 バストス市入植90周年記念式典参加 5人</td> </tr> <tr> <td>アイルランドとの交流</td> <td>R1.6 アイルランド大使来町 R1.10 アイルランドメディア取材 R2.9 ラグビーワールドカップ日本対アイルランド観戦 R2.10 アイルランドフェア実施 2,979人、大使参加 R2.12 ホスタタウン登録</td> </tr> </tbody> </table>	事例	運用状況	フィンランドとの交流	H29.7.13～22 ヒンメリフレンドシップ2017in えんがる 約800人	ブラジル・バストス市との交流	H30.7 バストス市入植90周年記念式典参加 5人	アイルランドとの交流	R1.6 アイルランド大使来町 R1.10 アイルランドメディア取材 R2.9 ラグビーワールドカップ日本対アイルランド観戦 R2.10 アイルランドフェア実施 2,979人、大使参加 R2.12 ホスタタウン登録
事例	運用状況							
フィンランドとの交流	H29.7.13～22 ヒンメリフレンドシップ2017in えんがる 約800人							
ブラジル・バストス市との交流	H30.7 バストス市入植90周年記念式典参加 5人							
アイルランドとの交流	R1.6 アイルランド大使来町 R1.10 アイルランドメディア取材 R2.9 ラグビーワールドカップ日本対アイルランド観戦 R2.10 アイルランドフェア実施 2,979人、大使参加 R2.12 ホスタタウン登録							

